

## 「別府温泉コンシェルジュ」認証規程

平成30年3月1日制定

### (趣旨及び目的)

第1条 本規程は、「別府温泉コンシェルジュ」認証に関して定めるものである。

2 別府で学ぶ温泉コンシェルジュ養成事業をとおして「別府温泉コンシェルジュ」(称号)と認定し、実践を積み重ね行く中で、様々な人材や企業とのネットワークを構築し、職場における中核的な存在となるよう育成することを目的とする。

### (認定対象者)

第2条 別府溝部学園短期大学 食物栄養学科 温泉コンシェルジュコース(以下、「本コース」という)において、「別府温泉コンシェルジュ」は温泉をベースに、心と体の健康・癒しのために長期的、またはリピーターとして訪れたいくなるようなプログラムの提供と総合的なおもてなしができる「総合案内係」の資質を供えた者であり、第3条の条件を満たす者とする。

### (認定条件)

第3条 「別府温泉コンシェルジュ」を認定される者は、以下の2の条件のいずれかを満たし、且つ、3の条件を満たす者とする。

2 本コースの「温泉コンシェルジュ基礎課程」及び「温泉コンシェルジュ応用課程」を修了した者であり、以下の(1)又は(2)に該当すること。

(1) 本コースの学生であり、本コースの「温泉コンシェルジュ基礎課程」及び「温泉コンシェルジュ応用課程」を修了した者であること。

(2) 本学の、本コース以外の学生又は科目等履修生で、学校教育法第百五条の規定に基づく、「温泉コンシェルジュ基礎課程」及び「温泉コンシェルジュ応用課程」を修了した者であること。

3 本コースでの学びを活かし、職場やさまざまな活動において、顧客等の願いに寄り沿ったプログラムの提供や総合的なおもてなしができる「総合案内係」の趣旨を理解し、温泉観光等の職業や地域活動に寄与する意思のある者であること。

### (認定の方法)

第4条 「おんせん県おおいた・別府型ドリームプロジェクト中央委員会」(以下、「本中央

委員会」という)が認定する。

2 委員長は、認定する者を本プロジェクト中央委員会に図らなければならない。

3 別府温泉コンシェルジュの「認定証」を交付し、「認定バッジ」を付与する。

但し、平成28年度以前の本コース科目等履修生は、本人からの申請により「認定証」を交付し、「認定バッジ」は相応の額で付与することができる。

(事務)

第5条 「別府温泉コンシェルジュ」認証に係る事務は、別府溝部学園短期大学において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、「別府温泉コンシェルジュ」認証に関して必要な事項は別に定める。

附則

1 この規程は、平成28年3月1日から施行する。